

品川区介護福祉士実務者研修等受講費助成金交付要綱

平成31年4月1日区長決定要綱第247号

改正 令和3年4月1日要綱第101号

(目的)

第1条 この要綱は、介護現場職員の質の向上とキャリアアップおよび介護サービス事業者の人材確保と運営支援に資するため、介護福祉士実務者研修等を受講する者に対する受講費助成金交付事業の実施について必要な事項を定めるものとする。

(対象の研修)

第2条 助成金の交付対象となる研修は、次に掲げるものとする。

- (1) 介護福祉士実務者研修（第6条第2項において「実務者研修」という。）
- (2) 介護職員初任者研修（第6条第2項において「初任者研修」という。）
- (3) 生活援助従事者研修

(助成対象事業者)

第3条 助成金の交付の対象となる者は、次項の規定により届出を行った事業者または現に介護サービス、障害福祉サービス等を行う事業所に勤務する（勤務する予定がある者を含む。）区民（以下「助成事業者等」という。）とする。

2 助成の対象となる事業者は、区内において次に掲げる事業所等を運営する事業者であって、別に指定する期日までに助成金交付事業参加届（第1号様式）を提出したものの（以下「助成事業者」という。）とする。

- (1) 指定訪問介護事業所、指定訪問入浴介護事業所および指定通所介護事業所
- (2) 指定介護老人福祉施設および指定介護老人保健施設
- (3) 指定地域密着型サービス事業所
- (4) 前各号に掲げるもののほか、特に区長が指定する介護サービス、障害福祉サービス等を行う事業所

(助成金の対象となる費用)

第4条 助成金の交付対象となる費用は、1年度一人につき1回分の研修に係る費用であって、かつ、研修を受講するために助成事業者等が都道府県知事の指定を受ける研修実施機関に支払った費用（以下「受講費用」という。）とする。

(交付の要件)

第5条 助成事業者等は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 受講者が助成を受けようとする研修の受講を修了していること
- (2) 受講費用について、同種の助成金を受けていないこと
- (3) 交付申請時において、受講費用を支払った日が2年以内であること

2 前項に定めるもののほか、助成事業者の申請に係る研修受講者（区民以外の者に限る。）は、助成事業者に6カ月以上雇用されている者でなければならない。

(助成金の額)

第6条 助成金の額は、研修受講修了者1人につき受講費用の額（当該受講費用の額に

1, 000円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額)と5万円のいずれか低い額とする。

2 無資格者またはヘルパー3級研修修了者が実務者研修を受講した場合で、当該研修に初任者研修相当分が含まれているときは、前項に規定する受講費用の額と8万円のいずれか低い額とする。

(助成金の交付申請)

第7条 助成事業者等は、別に指定する期日までに助成金交付申請書(第2号様式)を区長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 領収書その他の受講費を支払ったことを証する書類

(2) 研修修了証明書の写し

(3) 勤務証明書その他の勤務を証する書面

(助成金の交付決定等)

第8条 区長は、助成金の交付の申請があったときはその内容を審査し、助成金の交付の可否を決定し、助成金交付(不交付)決定通知書(第3号様式)により通知する。

(助成金の交付)

第9条 前条の規定による交付決定通知を受けた助成対象事業者は、別に指定する期日までに助成金交付請求書(第4号様式)を区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の規定による請求を受けたときは、内容を審査し、適当と認めるときは遅滞なく助成金を支払うものとする。

(助成金受領後の処理)

第10条 助成事業者が助成金の交付を受けた場合において、受講費用の全額を受講修了者が負担しているときは、助成事業者は、当該助成金の全額を当該受講修了者に分配しなければならない。

2 助成金の交付を受けた助成事業者が受講費用の一部を負担しているときは、助成事業者は、交付を受けた助成金を受講修了者と助成事業者で分配することができる。この場合において、受講修了者が負担した額が交付を受けた助成額を下回る場合にあつては、受講修了者が負担した額を上限として交付し、その余の額を助成事業者が受領するものとする。

3 助成事業者は、別に指定する期日までに、助成金分配報告書(第5号様式)を区長に提出しなければならない。

(委任)

第11条 この要綱の適用について必要な事項は、福祉部長が定める。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

第1号様式（第2条関係）

年 月 日

品川区長あて

品川区介護福祉士実務者研修等受講費助成金交付事業参加届

品川区介護福祉士実務者研修等受講費助成金交付要綱第2条に基づき、受講費助成事業に参加します。

(運営事業者名) 〒

所在地 品川区 丁目 番 号

名 称

代表者氏名

(対象となる主たる区内介護サービス提供事業所等)

所在地 〒

品川区 丁目 番 号

名 称

第2号様式（第7条関係）

年 月 日

品川区長あて

(申請者) 干
所在地 品川区 丁目 番 号
名 称
代表者氏名
(個人にあつては、その住所および氏名)

品川区介護福祉士実務者研修等受講費助成金交付申請書

品川区介護福祉士実務者研修等受講費助成金交付要綱第7条の規定に基づき、受講費助成金の交付を下記のとおり申請します。

記

1. 助成金交付申請額 円

内訳

氏名	住所	年齢	資格 取得 日	受講費用 (初任者研修有 無)	雇用期間 (区民以外の 者に限る)	内 訳		申請 額
						自己負担	事業者負 担	
				(有・無)				
				(有・無)				
				(有・無)				
				(有・無)				

2. 関係資料

- (1) 受講費を支払ったことを証する書類（領収書等）
- (2) 研修修了証明書の写し
- (3) 6か月以上の勤務を証する書面（勤務証明書等）

第3号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

（申請者）

様

品川区長 印

品川区介護福祉士実務者研修等受講費助成金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付にて申請のあった、品川区介護福祉士実務者研修等受講費助成金交付要綱第8条に基づく助成金交付申請について、下記のとおり交付を決定したので通知します。

記

1. 交付の場合

助成金交付決定額 円

内訳

氏名	住所	受講費用	内訳		雇用 有無	申請額	交付決定額
			自己負担	事業者負担			

2. 不交付の場合

（交付しない理由）

第4号様式（第9条関係）

年 月 日

品川区長あて

（請求者・助成事業者） 〒

所在地 品川区 丁目 番 号

名 称

代表者氏名

（個人にあつては、その住所および氏名）

印

品川区介護福祉士実務者研修等受講費助成金交付請求書

品川区介護福祉士実務者研修等受講費助成金交付要綱第9条の規定に基づき、受講費助成金について下記のとおり請求します。

記

1. 助成金請求額

円

内訳

氏名	住所	受講費用	内 訳		雇用期間 (区民以外 の者に限る)	申請額	交付決定額
			自己負担	事業者負担			

第5号様式（第10条関係）

年 月 日

品川区長あて

(助成事業者) 〒

所在地 品川区 丁目 番 号

名 称

代表者氏名

品川区介護福祉士実務者研修等受講費助成金分配報告書

年 月 日付 第 号にて交付決定を受けた受講費助成金について、品川区介護福祉士実務者研修等受講費助成金交付要綱第10条に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 助成金交付済額 円

内訳

氏名	住所	交付決定額	雇用有無	備考

2. 関係資料